

農業経営収入保険に加入するためには 青色申告が必要です！



平成31年から始まる農業経営収入保険では、自然災害に加え、価格低下による収入減少も補てんされます

◎保険料の掛金率は1%程度です
(掛金率は現時点での試算)

◎併せて積立方式を選択した場合、農家ごとの平均収入の最大で8割以上の収入が確保されます

◎米、野菜、果樹、花など、農産物ならどんな品目でも対象です
(マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は対象外)

【青色申告実績と保険方式の補償限度額】

- 農業経営収入保険に加入するために必要な青色申告は簡易な方式でよく、1年でも実績があれば加入できます
(保険方式における基準収入に対する補償限度額の上限は加入申請時の実績年数に応じて変わります *右表を参照)
- ※基準収入：農業者ごとの過去5か年の平均収入(5中5)とすることを基本とし、保険期間の営農計画も考慮して設定
- 保険方式に加えて、基準収入に対して5%または10%の幅で積立方式を選択できます

加入申請時の実績年数		保険方式の補償限度額上限
1年	⇒	70%
2年	⇒	75%
3年	⇒	78%
4年以上	⇒	80% (保険方式の上限)

個人農業者の場合、加入申請時期は10~11月

【新たに青色申告 する方の場合】



		1年後	2年後	3年後
青色申告	3月15日までに	3月15日までに	10~11月	3~6月(確定申告後)
収入保険	税務署に青色申告承認申請書を提出	確定申告書を提出	加入申請	保険金等の請求・支払
			12月末 保険料等納付	保険期間

(例) 平成30年3月15日までに税務署に青色申告承認申請書を提出し、平成31年3月15日までに確定申告書を提出した場合
⇒平成32年から農業経営収入保険に加入できます

*個人農業者の場合

将来の農業経営収入保険への加入も見据えて、青色申告を始めましょう！

加入条件や補償内容など詳しいことは、最寄りの農業共済組合または

青森県農業共済組合連合会にお問合せください

TEL : 017-775-1161

mail : kensyusido@nosai-aomori.or.jp

農業経営収入保険は青色申告が加入条件です

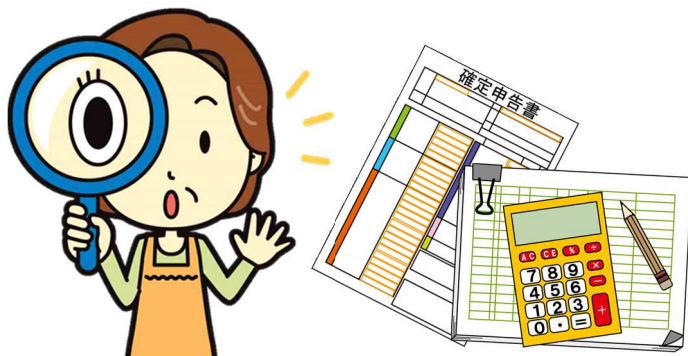
青色申告のメリットは？

青色申告は農業経営収入保険の加入条件であるほか、所定の方法で記帳し、正しい申告をすることで、税制上、有利な特典を受けることができます。

★メリット1

青色申告特別控除

★正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳すると、一定の要件下で**最高65万円**を控除。簡易な帳簿による記帳でも、**最高10万円**を控除



★メリット2

純損失の繰越しと繰戻し

★純損失（赤字）を繰越して、翌年以降3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引き
★純損失の繰越しに代えて、損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税を還付

★メリット3

青色事業専従者給与の必要経費算入

★生計を一にしている配偶者や15歳以上の扶養親族で事業に専ら従事している人に支払う給与は、あらかじめ提出した届出書に記載された金額の範囲内で必要経費に算入

青色申告の手続き方法は？

青色申告を始めようとする年の3月15日までに税務署に青色申告承認申請書を提出します。（新規に農業を始めた場合や、相続により事業を継承した場合は別に申請時期が定められています。）

Step1

開始する年の3月15日までに青色申告承認申請書を税務署へ提出

Step2

開始年の1月1日から12月31日までを記帳

Step3

翌年2月16日から3月15日までに確定申告書・青色申告決算書を提出

詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。